

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 教育委員会
令和5年度4月～11月分 必要に応じて令和4年度分
- 3 監査の着眼点 令和5年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和5年12月5日～令和5年12月22日及び
令和6年1月4日～令和6年2月21日
- 6 監査の結果

岐阜市監査基準に準拠し監査を実施したところ、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

上記の事項以外については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 適正な財務会計事務の執行について

ア 令和5年12月改正（施行は令和6年1月）前の岐阜市予算規則第13条第1項（改正後は岐阜市会計規則第64条の2第1項に規定）は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、需用費及び役務費の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。

しかしながら、教育政策課において、令和5年4月21日付けで契約が締結された藍川中食器洗浄機修繕料は令和5年6月28日に至るまで、令和5年5月26日付けで契約が締結された加納西小教育指導用知能検査用紙購入費は令和5年8月1日に至るまで、学校安全支援課において、令和5年6月27日付けで契約が締結された常磐小学校ミスト水質検査に係る手数料は令和5年11月8日に至るまで、それぞれ支出負担行為書が起案されていなかった。

イ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。

しかしながら、教育政策課が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄しているものがあつた。

ウ 岐阜市会計規則第 65 条第 1 項は、「支出命令者は、支出命令書（支出負担行為書兼支出命令書を含む。）を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。

しかしながら、以下の支払誤りがあった。

(ア)同一業務に対し、小学校と学校給食課においてそれぞれ請求書を受領し、教育政策課において異なる支出科目による支払手続が行われたため、請求金額 13,200 円が二重に支払われていた。

(イ)不登校により学校給食費を徴収しない保護者に対して、就学援助費のうち学校給食費 11,316 円が誤って支給されていた。

エ 岐阜市会計規則第 32 条第 1 項は、収入命令者は、歳入を徴収しようとするときは、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納入場所について、法令等又は契約に照らし適正であること等を調査し、直ちにこれを調定しなければならない旨規定している。

しかしながら、放課後児童クラブ実費負担額について、納入義務が発生していないにもかかわらず、調定していたものがあった。

今後は、岐阜市会計規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

(2) 適正な事務執行について

公立学校施設管理マニュアルは、「漏水は目視でわかる場合だけでなく、晴天時にアスファルトに水たまりができたり、水道料金の異常から発覚したりする場合がある。必要に応じて漏水調査を行ったり、施設図面より埋設配管の径を確認したりする必要がある。」と規定している。

しかしながら、令和 2 年 9 月 24 日に上下水道事業部は、加納中学校における使用水量が前年同月比で 2 倍になっていると教育政策課へ連絡し、また、11 月 6 日に加納中学校は教育施設課へ連絡しており、教育施設課で原因を検討したところ、目視で分かる漏水箇所はなく、校庭に設置した消防用の耐震性貯水

槽の影響が考えられたことから、11月10日に様子見することとしたが、その後、使用水量が下がることはなく、漏水調査等の実効的な対応をしていなかった（なお、教育委員会は、上下水道事業部からの連絡並びに教育政策課及び教育施設課間の連絡の記録は残していない）。

さらにその後、令和5年5月11日の使用水量が前年の10倍になっていると連絡を受け、5月20日に漏水修理が完了した。

今後は、同様の事案が発生しないよう、漏水等への対応状況の管理を徹底するとともに、公立学校施設管理マニュアルを遵守し、適正な事務執行に努められたい。

（3）公印の使用について

岐阜市教育委員会公印規則第11条第1項は、公印を使用しようとするときは、押印すべき文書及び決裁文書その他必要な文書を提示して、公印保管責任者（学校長）の承認を受けなければならない旨規定している。また、同規則第12条は、公印保管責任者は、公印使用簿を備え、公印を使用しようとする者に必要事項を記載させる旨規定している。

しかしながら、鏡島小学校において、公印使用簿が備えられておらず、公印使用に際しての公印保管責任者の承認について確認できない期間があった。

今後は、岐阜市教育委員会公印規則を遵守し、公印の適正な使用について指導されたい。

（4）会計年度任用職員に関する事務について

地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項は、任命権者は、職員が小学校就学の始期に達しない子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、これを承認することができる旨規定している。

また、職員の育児休業等に関する条例第21条第3項は、非常勤職員に対する部分休業の承認については、当該非常勤職員が1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行う旨規定している。

しかしながら、学校給食課のパートタイム会計年度任用職員 A 学校栄養 1人について、1日の勤務時間6時間45分から5時間45分を減じた時間である1時間を超えない範囲内で部分休業の承認が行われるべきところ、令和3年度

においては2時間、令和4年度においては本事案が発覚するまでの間1時間30分の部分休業の承認が行われていた。

今後は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例を遵守し、適正な事務執行に努められたい。

(5) 事故の防止について

令和5年5月18日に鶉小学校敷地内、8月21日に厚見小学校敷地内、8月29日に藍川東中学校敷地内において、除草作業中に飛び石が発生し、駐車場に駐車してあった車両に対する物損事故が発生した。

飛び石による物損事故については、令和元年度及び3年度の定期監査においても同様の指摘をしている。草刈作業手順マニュアルの遵守、作業前の安全確認や防護対策の措置について万全を期し、安全管理を徹底されたい。

(6) 個人情報保護の徹底について

個人情報の保護に関する法律第66条は、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定している。

また、岐阜市学校情報セキュリティ対策基準に沿って規定する、学校情報外部記憶媒体管理運用手順書は、外部記憶媒体の管理運用方法について規定している。

しかしながら、明郷小学校で、令和5年9月14日に実施した野外学習の様子を撮影した映像を記録したデジタルビデオカメラ1台が紛失した。当該デジタルビデオカメラには、5年生児童46名の野外学習のキャンプファイヤー時の様子を撮影した約70分間の映像が本体に記録されていた。

今後は、個人情報の保護に関する法律及び学校情報外部記憶媒体管理運用手順書を遵守し、適正な管理に努められたい。

[意見事項]

(1) 事故の防止について

ア 令和4年6月7日、加納西小学校敷地内の樹木の腐食した枝が落下し、当該樹木の横に駐車中の車両に対する物損事故が発生した。

イ 令和4年4月10日、厚見中学校野球部の活動中、生徒の打ったファウル

ボールが近隣民家の雨戸を損傷する物損事故が発生した。

ウ 令和4年6月7日、岐阜東幼稚園で園児が敷地内にあった小石を投げ、駐車場に駐車してあった車両が損傷する物損事故が発生した。

今後は、同様の事故が起こらないよう安全管理を徹底されたい。